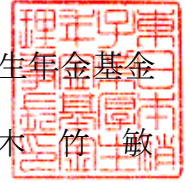


事業主様

東日本硝子業厚生年金基金

理事長 鈴木 敏



## 特例解散認可申請手続きに伴う「同意書」ご提出のお願いについて

謹啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営にあたり格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年6月に厚生年金基金制度の原則廃止を前提とした「厚生年金基金制度見直し法」が成立し、平成26年4月から施行されました。

当基金では、先般ご案内をさせていただきましたとおり、硝子業界の皆様のご結束のもと昭和44年1月に設立をした長い歴史を持つこの厚生年金基金を守るべく、法律施行前から厚生年金基金存続のための議論を慎重に進めて参りました。現在の当基金の財政状況は大幅に改善し代行割れについてもほぼ解消しておりますが、従来の財政運営基準から乖離した法律施行後の厚生年金基金存続基準では、5年間で現在の保有年金資産を最低責任準備金の1.5倍相当にすること、また、そのためには約11%の掛金引上げ対応が必要であることなどが求められ、基金存続のためのハードルは極めて高いものとなっております。このため、今後これ以上設立事業所の事業主様へのご負担をお願いすることは不可能であることから、苦渋の決断といたしまして、平成26年2月26日開催の第105回通常代議員会にて「解散方針」の議決をいたしました。

当基金では昨年の「解散方針」の議決以降、特例解散認可申請に係る準備作業として代行部分の資産を国に返納するための記録整備等を鋭意進めてまいりました。

なお、昨年より事業主の皆様には、本年9月の解散認可申請、12月の解散を予定している旨ご案内をしておりましたが、今般全国にある多数の総合型厚生年金基金が解散方針を議決した結果、日本年金機構への記録照会が集中しており、記録照会の回答を受けるまでに3～4か月程度時間を要しています。日本年金機構からすべての回答を受けないと記録確認ができず、解散の認可申請ができないため、当初の予定を3か月延ばして本年12月の認可申請、平成28年3月の解散認可というスケジュールで最終的な解散計画を策定、関東信越厚生局に届出をいたしました。

これに伴い、この後予定をしている解散の認可申請のためには、法令で定められる事業主と加入員の皆様の厚生年金基金解散に係るご同意が必要となります。

(加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、労働組合のご同意も併せて必要です)

つきましては、解散認可のために必要な事業主・加入員・労働組合用の「同意書」を同封いたしますので、解散方針議決に至るまでの経緯及び法律改正に伴う早期基金解散にご理解いただき、平成27年9月30日までに皆様からのご同意を賜わりたくお願い申し上げます。

また、現在は最終的に一部代行割れが生じた場合に、国への納付額が少なくなる可能性のある特例解散の手続きを進めておりますが、今後の可能性として最終的記録整備及び厚生年金本体利回り等の影響で、当基金の年金資産が国への代行部分債務(最低責任準備金)を上回り残余が生じる場合は、特例解散の適用は受けられず通常解散に変更となります。この場合残余財産は、基金規約に基づき加入員、待期者、年金受給者の皆様への分配金の対象となり、この最終的な残余財産確定、分配金の支払いまでには基金解散認可後から1年半程度の時間を要しますので、予めご承知おきください。(予定どおり特例解散の申請、認可の取り扱いとなった場合は減額された返納額となり、基金の資産をすべて国に返納いたしますので分配金は発生いたしません)

敬具

# 特例解散認可申請手続きに伴う「同意書」のご提出について

## 1. 同意書の様式について

下記に応じて別紙「同意書」をご提出ください。

- ① 様式第1号「事業主の同意について」 1部  
・ 事業主様にご署名、ご捺印のうえご提出ください。
- ② 様式第2号（加入員用）「同意書」 1部  
・ 全加入員の方々にご同意を求めているようお願いいたします。  
・ 必ず、加入員自署のうえ、ご捺印をお願いいたします。  
・ 20名連記となっておりますが、ご署名欄が足りない場合は様式第2号「続紙」を適宜ご使用ください。
- ③ 様式第3号「労働組合の同意について」 1部  
・ 加入員の3分の1で組織する労働組合がある場合は、①と②に加えて、労働組合代表者様ご自署、ご捺印のうえご提出ください。

## 2. 同意書ご提出期限

平成27年9月30日(水)まで

※早期基金解散のため、期日までのご提出にご協力をお願いいたします。

## 3. 同意書ご提出(ご郵送)先

〒130-0026

墨田区両国4-36-6

東日本硝子業厚生年金基金 TEL 03(3633)6445

## 4. 基金解散及び同意書についてのご質問等

- ・ 当基金の解散に関すること及び同意書のご記入、ご提出にあたっては、事業主説明会資料(ご記入例)、解散に関するQ&A及び加入員向けリーフレットをご参照ください。
- ・ 上記資料は当基金ホームページ (<http://www.glskkn.com/>) 内、解散関係ページからダウンロード可能ですので、加入員の皆様へのご説明、資料配布時にご利用ください。
- ・ 加入員または労働組合の方々へのご説明にあたって、お困りな点がございましたら、当基金へご連絡ください。

<お問合せ先>

東日本硝子業厚生年金基金

TEL 03(3633)6445